

令和8年10月18日執行 横浜市長選挙

確認団体のしおり

横浜市選挙管理委員会

目 次

1	確認団体制度の概要	1
2	確認団体の要件	1
3	政治団体確認申請の手続き	1
4	政治活動を行うにあたって必要な各種届出.....	3
5	横浜市長選挙における確認団体の政治活動.....	4
6	事前相談について	6
7	横浜市役所（選挙管理委員会事務室）への入館手続きについて	6

1 確認団体制度の概要

横浜市長選挙においては、選挙期日の告示日から選挙期日までの間、選挙が行われる区域では、政党その他の政治団体による政談演説会の開催や政治活動用自動車の使用などの政治活動が禁止されます。

ただし、横浜市選挙管理委員会から確認書の交付を受けると、一定の規制のもとでこれらの政治活動を行うことができるようになります。このような政党その他の団体を確認団体といいます。

2 横浜市長選挙における確認団体の要件

- (1) 政党又は政治団体（政治資金規正法第6条第1項の規定による届け出がされている団体）であること
- (2) 横浜市長選挙において所属候補者、又は支援候補者を有すること

※横浜市長選挙において確認団体になれるのは、各候補者につき 1 団体のみです。

3 政治団体確認申請の手続き

(1) 確認申請受付日等

ア 日時

選挙期日の告示日（10月4日）午前9時00分～午後5時

イ 場所

横浜市会議事堂 3階多目的室（中区本町6-50-10）

〈<https://www.city.yokohama.lg.jp/shichosha/iten.html>〉

※10月5日以降は選挙管理委員会事務室（横浜市庁舎17階）で随時受付

ウ 受付の順序等

(ア) 午前8時30分までに到着した政党等については、所属候補者(又は支援候補者)の立候補届出が受理された順序により確認申請の受付を開始し、確認書を交付します。

(イ) 午前8時30分を過ぎて到着した政党等については、到着順とします。

(2) 確認申請に必要な書類

ア 政治団体確認申請書 1 部

イ 政党以外の政治団体は、アに加えて次の書類を各 1 部提出してください。

①政治資金規正法第 6 条による届出書（写）

②綱領又は規約

③役員名簿

④最近の予算書

ウ 支援候補者にかかる確認申請の場合は、候補者の同意書「政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書」を添付してください。

(3) 政治団体確認申請書及び届出書の記載にあたっての注意事項

ア 政治団体名は本部の名称でなければなりません。

イ 政治団体の事務所所在地、代表者名は、当該政治団体の本部の事務所の所在地及び代表者氏名に代えて、支部の事務所所在地、代表者名でも差し支えありません。

(4) 確認申請及び届出にあたっての留意点

ア 手続きについて

原則、政治団体確認申請等は、代表者（届出名義人）が行うものとなっています。この際、届出名義人の本人確認書類を提示してください。

届出名義人以外の代理人が届け出る場合には、届出名義人との委任関係を証する委任状の提出が必要となります。この際、代理人の本人確認書類を提示してください。

イ 本人確認書類について

本人確認書類は、官公署等が発行した免許証や許可証等をお持ちください。本人確認書類の例としては、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、その他官公署等が発行した証明書等が挙げられます。

(5) 確認申請受理後の確認書他の交付物

ア 確認書

1 枚

イ 政治活動用自動車表示板

1 枚

ウ 政治活動用ポスター証紙

当該選挙の行われる区域につき 1,000 枚

エ 政談演説会告知用の立札看板の類表示札

1 回の開催申出につき 5 枚（開催告知用看板に貼付）

4 政治活動を行うにあたって必要な各種届出

(1) 政談演説会開催届出書

確認団体は期間中 2 回以内の開催が可能です。事前に「政談演説会開催届出書」の提出が必要です。

この際、演説会開催予定施設が発行した「施設使用許可証明書」の添付が必要です。

届出のない政談演説会は開催できませんのでご注意ください。

(2) 政治活動用ポスター証紙交付申請書

市長選挙において掲示できる政治活動用ポスターには枚数制限（1,000 枚以内）があり、選挙管理委員会が交付する証紙の貼付が必要です。

「政治活動用ポスター証紙交付申請書」にポスターの見本 2 枚（異なる種類のものがある場合はそれぞれ 2 枚）を添えて申請してください。

ポスターの法定記載事項は次のとおりです。

- ・ 政党その他の政治団体の名称
- ・ 掲示責任者の氏名及び住所
- ・ 印刷者の氏名（法人にあっては名称及び会社の種類）及び住所

なお、候補者の氏名又は氏名類推事項を記載することは禁止されています。

(3) 政治活動用ビラ届出書

市長選挙において頒布できる政治活動用ビラは 2 種類です。

「政治活動用ビラ届出書」にビラの見本 2 枚（種類ごと）を添えて届出てください。

ビラの法定記載事項は次のとおりです。

- ・ 政党その他の政治団体の名称
- ・ 選挙の種類及び法第 14 章の 3 の規定によるビラである旨を表示する記号
（例：〇〇党横浜市長選挙届出ビラ〇号）

なお、候補者の氏名又は氏名類推事項を記載することは禁止されています。

(4) 機関紙誌届出書

市長選挙において、政党等の本部で発行している機関新聞紙、機関雑誌を頒布することができます。機関紙誌を頒布しようとする場合は、その最新号各 1 部を添えて「機関紙誌届出書」を届け出てください。

5 横浜市長選挙における確認団体の政治活動

※公職選挙法 201 条の 9・201 条の 10・201 条の 11・201 条の 12・201 条の 13・201 条の 14・201 条の 15

政治活動の態様	制 限 等
1 政談演説会の開催	2 回
2 街頭政談演説の開催	「3」の政治活動用自動車で停止しているものの車上及びその周囲。 ただし、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するように、また、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないように努めなければならない。 午後 8 時から午前 8 時までの間は禁止。
3 政策の普及宣伝（政党その他の政治団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。）及び演説の告知のための 自動車 の使用	確認団体の本部、支部を通じて 1 台
4 政策の普及宣伝（政党その他の政治団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。）及び演説の告知のための 拡声機 の使用	政談演説会の会場、街頭政談演説（政談演説を含む）の場所及び「3」の政治活動用自動車の車上で使用するもの
5 ポスターの掲示 （大きさ 85cm×60cm 以内）	1, 0 0 0 枚以内
6 立札 及び 看板 の類の掲示 （政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）	・政談演説会告知用のもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて 5 以内）及びその会場内で使用するもの ・「3」の政治活動用自動車に取り付けて使用するもの
7 ビラ （ビラの類を含む。）の頒布	散布は禁止 市選挙管理委員会に届け出たもの 2 種類以内
8 連呼行為	・次の場合を除き禁止 ①政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所 ②午前 8 時から午後 8 時までの間「3」の政治活動用自動車の上においてするもの ・学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

政治活動の態様	制 限 等
9 掲示又は頒布する文書図画における 特定の候補者の氏名又は氏名類推事項の記載	新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除き禁止
10 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物 における文書図画の頒布	次の場合を除き禁止 ①政談演説会の会場における頒布 ②国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物のうち、職員住宅及び公営住宅における頒布 ③新聞紙及び雑誌の頒布 ④郵便等又は新聞折込みの方法による頒布
11 機関紙誌 における選挙に関する報道評論の掲載	・市選挙管理委員会に届け出た届出機関新聞紙及び届出機関雑誌（号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものを除く。）各一について掲載することができる。 ・通常の方法により頒布し又は県選挙管理委員会の指定する場所に掲示することができるが、届出の際、引き続き発行されている期間が6月以上のものと6月に満たないもの、それぞれにおいて頒布の方法に制約を受ける。

- 1 上記制限のほか、政治活動の態様ごとに方法に関する制限があります。
- 2 確認団体のシンボルマークを表示したポスター、立札若しくは看板の類又はビラも、上記ポスター、立札若しくは看板の類又はビラに含まれます。

6 事前相談について

政治団体確認申請の手続きを円滑に行うため、申請書類等の事前相談を行っております。申請書類及びビラ、ポスター、機関紙等を御用意いただき、市選挙管理委員会へお越しください。

事前相談の期間・時間は次のとおりです。お越しいただく時に、事前に御連絡をいただきますよう御協力をお願いします。

(期間) 令和8年9月14日(月)から10月2日(金)まで

(時間) 土・日・祝日を除き、次の2つの時間帯に行います。

①午前9時30分から午前11時30分まで

②午後1時30分から午後4時30分まで

(連絡先) 横浜市選挙管理委員会

中区本町6-50-10 横浜市庁舎17階 TEL (045)671-3336

7 横浜市役所(選挙管理委員会事務局)への入館手続きについて

(1) 横浜市庁舎1階のエレベーターまたはエスカレーターで3階まで上り、市役所受付カウンターで訪問先(17階選挙管理委員会事務局)をお申し出ください。記名や身分証の提示などは必要ございません。

(2) 受付で入館証をお渡ししますので、入館証をゲートにかざしてエレベーターホールに進み、Aエレベーターに乗り、17階までお越しください。

(3) エレベーターを降りましたら、南側(緑色の看板側)に進み、「フロア受付」で備え付けの内線電話により呼び出してください(内線番号:38601)。その際、「お名前」と「確認団体の事前相談に来た旨」をお伝えください。

確認団体の政治活動用ポスターの掲示場所の制限について

横浜市長選挙において、確認団体となった政党その他の政治団体が掲示できる政治活動用ポスターについては、公職選挙法第201条の11第6項等の規定等により、掲示場所の制限があります。

次の事項に注意され、正しくポスター掲示をされるようお願いいたします。

- 1 他人の土地、工作物等にポスターを掲示する場合は、所有者または管理者の承諾を要します。
- 2 電柱や街灯柱にポスターを直接貼ることについては、横浜市屋外広告物条例により、たとえ純粋に政治活動用ポスターであっても、一切禁止されています。
- 3 国もしくは、地方公共団体が所有または管理するものには、承諾の有無にかかわらずポスターの掲示はできません。
従来、公道及び公有地におけるプラカード式ポスター及びのぼり旗等の掲示が多く見受けられましたが、これらは公道等に掲示するものと認められ、禁止されておりますので御注意ください。
なお、のぼり旗は「立札及び看板の類」として規制を受けますので、政談演説会告知用のもの（事前に市選挙管理委員会から交付される表示板(シール)が必要）しか掲示することはできません。
- 4 民間の施設であっても、投票日当日、投票所になる施設については、当日はポスターを掲示しておくことができません。その敷地内についても、ポスターの掲示を承諾しないよう所有者または管理者に区選挙管理委員会から依頼しております。
- 5 投票日当日にポスターを掲示すること及び掲示場所を移動することは禁止されております。

【投票所敷地内に掲示される文書の様式】

投票所が設けられた本施設の敷地内においては、選挙運動・政治活動用のポスター等の掲示は、構造物等への直接掲示又は間接掲示によるとを問わず一切お断りします（※公営ポスター掲示場に貼られたポスター、開催中の個人演説会看板等は除きます）。 なお、万一これらのポスターが掲示された場合には、当方において直ちに撤去いたしますので、念のため申し添えます。 職 氏名

ポスター等の撤去について 本投票所周辺の次の図の斜線内に、選挙運動・政治活動用ポスター等が掲出された場合には、当方において撤去します（※公営ポスター掲示場に貼られたポスターは除きます）。 横浜市・区選挙管理委員会 (周辺地図)
--